

# 巻 頭 言

昨年12月13日に、文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（令和4年）」が公表され、小・中学校において学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の推定値が8.8%、高等学校においては2.2%であることが公表されました。平成24年の調査では、小・中学校において学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の推定値は6.5%でしたので、この10年で2.3ポイント増加したことになります。なぜこのような増加を遂げたかについての明確な理由は分かりませんが、恐らくこの10年で児童生徒が抱える学習面又は行動面の困難を見極められる先生方が増えたこと、就学の在り方が柔軟になり、学習面又は行動面で著しい困難がある児童を通常の学級で受け入れる学校が増えたことなどが考えられます。

一方で、昨年9月9日に国連障害者権利委員会の総括所見が公表され、障害者差別解消法や障害者雇用促進法の制定・改正等、障害のある人の権利を促進するための種々の立法措置については肯定的な評価を受けましたが、特に条約第24条関係では、通常の学級担任の多様な学びへの支援に対するスキル不足、分離教育の存続、合理的配慮の提供の不足等の指摘がなされています。これらの指摘については読者の皆様にも様々な意見や考え方があられるかと思えます。今後、日本政府がどのようなアクションを起こすのか、注目していく必要があります。

私がこれらの調査結果や所見の内容から、今後特に我々が取り組んでいく必要があると感じたことは、高度な専門性を有しつつ、児童生徒やその保護者と多様性を相互に認め合い、そこに価値づけを行っていくことができる、包容力や想像力、傾聴力、柔軟性のある教育者の育成です。当然ながら、これは教員養成を行う私たち自身にもこうした力が求められていくことになります。社会的価値観の急激な変化に追いつくべく努力をしつつ、私自身も包容力や想像力、傾聴力、柔軟性のある人間へと成長しなければならぬと、この巻頭言を書きつつ新たに思った次第です。

さて、特別支援教育実践センター研究紀要は、今回で発刊から21号目となりました。これもひとえに、皆様のお力添えのおかげと、深く感謝しております。なお、本センターは来年度誕生する本学ダイバーシティ&インクルージョン推進機構の1部門として新たなスタートを切ります。業務内容の本質は従来とさほど変わりませんが、国立特別支援教育総合研究所や広島大学-長春大学特別支援教育研究センター等、国内外の教育研究機関との連携をさらに深め、インクルージョンやダイバーシティ、アクセシビリティに関する内容を教養科目として学生が学べるようにするなど、ダイバーシティ、インクルージョン、アクセシビリティに関する教育・研究を推進すべく努力してまいります。

本号では、原著3編、実践研究5編、資料1編の計9編が採択されました。ぜひご一読いただければ幸いです。

最後になりましたが、今後も、本センターへの更なるご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月吉日

広島大学大学院人間社会科学研究所附属  
特別支援教育実践センター長

川 合 紀 宗